

## 子ども家庭総合支援拠点について

### ◆事業の必要性と効果

- 平成28年度の児童福祉法の改正で法制化され、平成30年12月発出「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」により、令和4年度までに全市区町村に設置が求められました。（努力義務）
- 虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる効果的な機能を持つ拠点を設置する。

### ◆支援体制のイメージ

